

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立第五中学校

校長名 鴨狩 淳一 公印

令和8年度教育課程について(届)

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

日本国憲法、教育基本法、学校教育法及び学習指導要領等に則し、人権尊重の精神を基調として心身共に健康で、知性と感性に富み、生涯を通じて主体的に学び続け、国際社会に貢献する人間性豊かな生徒の基本的資質を養う。また、自己肯定感や自己実現の獲得的な要素と、人とのつながりや利他、社会貢献意識の協調的な要素を調和的・一体的に育み、日本社会に根差した「調和と協調」に基づく教育活動を通してウェルビーイングを向上させる。

この教育目標を実現するために、次の生徒を育成する。

- ◎ 未来社会への知性 〈学び続ける人〉 (知)
- 人・地球との共生 〈より高い人間性をめざす人〉 (徳)
- 心身共に健康 〈健康で生命を大切にする人〉 (体)

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

○ ア 確かな学力の育成【未来社会への知性 〈学び続ける人〉 (知)】

第五中学校グループ(第五中・第一小・第四小)における学力定着プロジェクトチームを要とし、基礎的・基本的な学力の定着をめざす。学習活動では幅広い知識と教養を身に付け、生涯にわたり学習する基盤が養われるよう基礎的な知識及び技能を習得させ、これらを活用して課題解決するための思考力・判断力・表現力、学びに向かう人間性を養う。

イ 豊かな心の育成【人・地球との共生 〈より高い人間性をめざす人〉 (徳)】

自立した人生を他者と共によりよく生きることをめざし、人権尊重の精神と生命に対する畏敬の念を前提に、互いに尊重し調和と協調、協働して社会で生きる上で求められる規範意識を醸成する。また、よりよく生きる上で大切なことは何か自分はどのように生きるべきか当事者意識をもって主体的に考え、自らの生き方を探求する力を養う。

ウ 健やかな体の育成【心身共に健康 〈健康で生命を大切にする人〉 (体)】

「生きる力」を支える重要な体力や健康の維持を図るため、運動を通して体力を養い健康を維持する食育を通して望ましい食習慣や健康的な生活習慣を身に付けさせる。また、生命を脅かす災害や性暴力等の危険から身を守る力を養う。

エ 不登校生徒への支援

不登校総合対策「つながるプラン」の趣旨を踏まえ、生徒、保護者に対して寄り添い、将来の社会的自立に向けた支援と誰一人取り残さない学びの保障を学校教育の使命として位置付け、不登校巡回指導拠点校としての役割を明確にし、巡回校等と共に不登校対策に全力で取り組む。

オ いじめ防止等の取組

いじめはどの学校でもどの生徒にも起こるとの認識の下、いじめ防止対策推進法等を遵守し、教職員がいじめについて組織的に対応し、保護者、地域住民、関係機関等と緊密な連携をとり、いじめ問題に正面から対峙しこれを解消する。

カ 特別支援教育の充実

八王子市第五次特別支援教育推進計画に基づき、障害の有無にかかわらず、次世代を担う全ての生徒の自立と社会参画をめざし、切れ目なく生徒一人ひとりの発達や教育的ニーズに応じた適切な指導と学習機会の充実を組織的に行う。

キ 小中一貫教育のさらなる充実【第五中学校グループ(第一小・第四小)】

第五中学校グループで「9年間で育てたい児童・生徒像」としての共通目標「より高い人間性をめざす人・学び続ける人・健康で生命を大切にする人」を実装する。教職員の創意と工夫でこれまでの連携から合同・一体の学習活動の取組にアップデートし、学校行事等を起点にさらなる小中一貫教育の充実を図る。

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科

- ① 国語科を要とし、教科横断的な学びの視点を踏まえ、各教科等の特質に応じて生徒の対話を中心とした言語活動を充実させる。併せて、単元や題材等のまとまりを見通しながら、1人1台の学習用端末における授業支援ツールの活用を行い、主体的・対話的で深い学びの実装に向けた授業改善を全教科で実施する。授業では各教科等で授業開始時から終了時まで一貫して4人から3人の学習班を編成し、学びの共同体で学習のねらいを深めさせるとともに、自己肯定感等の醸成もねらう。
- ② 全国学力・学習状況調査、八王子市学力定着度調査の結果を活用し、教科書の例題レベルの問題を解ける学力の定着を図る。週1回のドリル型コンテンツの活用、各教科補習教室等と授業と関連付けた学習活動を行う。
- ③ 各教科で獲得した知識及び技能を活用して、思考力、判断力、表現力等を相互に関連付け、情報を精査して考えを形成したり、問題を見出して解決策を考えたりする授業改善を行う。生徒主体の学習活動に重点を置き、教師のファシリテーターとしての質の高い授業実践を進めるとともに、生徒の学習習得を見取る単元テスト等のデータを活用し、指導と評価の一体化の観点から成果と課題を把握し、授業改善に努める。併せて、ICT支援員を講師に、各教科等の指導の実態や教師の活用スキルに応じて、1人1台の学習用端末の効果的な活用について校内研修を年間5回以上実施する。

イ 総合的な学習の時間

- ① 第1学年は「社会とのつながり、食・農業」をテーマに栃木県大田原市での民泊・農業体験を通して、持続可能な食を支える農業と流通、安全性、経営者の視点から第一次産業について探究を行い、八王子市の農産物や農業、給食の無償化、地産地消と給食喫食回数増加の意義を考え、八王子の魅力や農業の視点を通して発見させ、第2学年の学びに接続する。
- ② 第2学年は「地域の強みを理解した、地域の課題解決」をテーマにアントレプレナーシップ教育を第五中学校版職場体験で実施する。顧客、従業員、経営者の視点で体験事業所の課題解決のため、第1学年の学びを活かし、企画立案・調査・報告を通して、地域の強みについて考えさせる。また、「八王子市外から見た八王子の魅力発見」をテーマに絹の道の終着点である横浜について学び、八王子市と横浜の歴史を踏まえた探究活動を通して八王子市の魅力を再発見させる。
- ③ 第3学年は「地域の強みを自分の強みへ」をテーマに、起業家教育プログラムを導入し、地元商業地域の強みを活かして、八王子市等で起業できるスキルを身に付けるため、起業の企画立案、商品開発、金融機関からの資金調達、決算等、起業家としての視点を学ぶ。また、修学旅行で訪れる京都・奈良方面の伝統文化や産業を学び、八王子市の強みを活かした新たな産業等の創出について考えさせる。

ウ 特別活動

- ① 学級活動における活動については、他者と協働する集団活動の意義や活動を行う上で必要な考え方等を理解した上で、生徒が主体的にボトムアップで企画・提案・討議し、必要なプロセスを経て決定し、行動できる力を付けさせる。
- ② 生徒会活動、体育大会、合唱コンクール、小中一貫教育で合同・一体で行う行事、集団宿泊的行事において、集団や自己の生活、人間関係の課題を見出し、解決するために話し合い、合意形成や意思決定することを通して、互いの良さや可能性を発揮できる場や「調和と協調」に基づくウェルビーイングに向けて意図的・計画的に設定する。

(2) 「特別の教科 道徳」を要とする道徳教育

- ① 道徳教育全体計画を基に、日常の教育活動を通じて全教職員が人間としてよりよく生きるための道徳的価値について語ったり、話題に出したり、学びと関連付けたりして学校教育活動全体を通じた道徳教育を一層充実させる。また、別葉に道徳教育に係る内容項目を記載し、道徳的価値について教科横断的な学びについて教員間での共通理解を図る。
- ② 道徳科は重点内容項目を「自主、自律、自由と責任」、「思いやり、感謝」、「友情、信頼」、「相互理解、寛容」、「公正、公平、社会正義」、「生命の尊さ」、「よりよく生きる喜び」とし、情報モラルについても全学年で位置付ける。人間としてよりよく生きるとは何かを考え、議論する授業に改善し、道徳科を要として、道徳教育の補充・深化・統合を行う。
- ③ 道徳授業地区公開講座では、学校、地域、保護者が一体となり道徳教育が行われるよう、道徳科の授業参観及び協議会を実施し、地域や保護者のニーズを踏まえた道徳教育を行う契機とする。

(3) キャリア教育

- ① 義務教育9年間を貫いたキャリア教育を実践するため、児童・生徒に学びの積み上げを活かし、第五中学校グループ（第一小、第四小）で地域の強みを自らの強みとして身に付けるため、生徒の特性やニーズを踏まえてキャリア教育全体計画を改善し、小学校と合同・一体となったキャリア教育を実現させる。
- ② 商業地域である強みを最大限活かし、地域の事業所経営者、金融機関等の協力を受け、起業家教育やアントレプレナーシップ教育等を行う。学習の過程では、はちおうじっ子キャリア・パスポート第五中学校版を活用し、学習の学びや振り返り、自身の成果と課題を整理させ、「できた、分かった、また学びたい」という学びの好循環をつくり、社会を支えていくための資質・能力を育成する。学んだことを活かすため、小学校に生徒を派遣し、キャリア教育について助言者として活躍できる場を設定する。

(4) 特別支援教育

- ① 対象生徒の障害による学習上または生活上の困難を改善・克服し、全ての時間、在籍学級で学校生活を送れるよう、学校生活支援シート及び個別指導計画（連携型個別指導計画）を家庭、校内委員会、スクールソーシャルワーカー等と連携して作成し、生徒一人ひとりに合った支援及び在籍学級への支援に結び付ける。
- ② 障害の有無にかかわらず、全ての生徒の学習機会が得られ、支援が充実したものとなるよう、個別の教育的ニーズに最も的確に応えるユニバーサルデザインを踏まえた指導方法の改善と支援体制の整備を行う。また、多様性を認め合うインクルーシブな教育の実現と生徒が自立し社会参画ができるよう、特別支援教室と通常学級の連続性ある学びの場を提供する。

(5) 生活指導

ア 生活指導

- ① 生活のきまりは全生徒が自らの学校生活を振り返り、改善案を生徒会が中心となり検討できるよう支援を行う。また、生徒総会等の検討に必要なプロセスを経て最終的には学校が責任をもって生活のきまりを決定する。
- ② 生徒がインターネット等を含む性犯罪、性暴力の加害者、被害者、傍観者とならないよう「生命（いのち）の安全教育」を全学級で年1回以上実施する。指導する際は、「『生命（いのち）の安全教育』指導資料の手引き」を活用し、性暴力についての誤った認識を正し、性暴力の及ぼす影響を正しく理解させ、生命を大切に、自他を尊重する態度等を育む。

イ いじめ防止等の取組

- ① 常設の学校いじめ対策委員会を週1回実施し、いじめ防止対策推進法を遵守した対応を行う。また、週1回の情報共有・いじめ対応の時間では、生徒の状況や対応記録の作成など教員が一人で抱えない体制づくりをめざす。
- ② 年4回のいじめに関するアンケートの実施と聞き取り、管理職報告を徹底し、いじめを見逃さない体制を継続するとともに、楽しい学校生活を送るためのアンケート（Q-U）の調査結果を全教員で分析し、生徒一人ひとりへの対応について校内研修会や定期の共通理解を図る。併せて、保護者と協力し、相談できる大人がいない生徒0人をめざす。
- ③ 6月に八王子市いのちの大切さを共に考える日として設定し、全校朝礼での校長講話と道徳科における生命の尊重をテーマとし、生徒一人ひとりが命の連続性や有限性について考えを深められる取り組みを行う。

ウ 不登校生徒への支援等

- ① 八王子市不登校総合対策「つながるプラン」を踏まえ、不登校生徒の実態、支援ニーズを把握し、社会的自立に向けた具体的な取組「校内登校支援教室（リソースルーム）」の知見を活かし、持続可能な登校支援に改善する。
- ② 登校支援コーディネーターが核となり「登校支援委員会」を月2回、常設開催する。また、不登校巡回拠点校として不登校巡回指導教員と「個票システム」の活用による不登校生徒の早期把握・対応を図ることを通して、生徒との絆づくりを積極的に行い、生徒との信頼関係を築いた上で、目標値として不登校出現率を東京都平均以下に抑える。
- ③ 教育相談主任が核となり「教育相談委員会」を月2回常設開催し、外部機関に接続する必要がある対応について協議し、適切、円滑な接続、役割分担や各機関の強みを活かした対応を重層的に行い、組織的に課題解決を図る。

(6) 学力保障の取組（はちおうじっ子ミニマムの取組）

- ① 「はちおうじっ子ミニマム」の結果を分析し、生徒一人ひとりに応じた学習課題を学級担任及び教科教員が把握する。小学校第5学年段階までの学習内容の定着をめざし、補習教室等における指導や支援に学習内容の基礎データとして活かす。

(7) 特色ある教育活動

ア 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組

- （取組1）教育9年間を見通した小中一貫教育の取組「はちおうじっ子サミット（いじめ防止）」についての協議として、児童会・生徒会の合同会議を行う。また、小学校第6学年を対象とした中学校合唱コンクール参加や体育大会等の合同競技及び中学生による小学校の運動会運営参画、部活動・地域クラブ体験等を行う。
- （取組2）学力定着プロジェクトチームを中心とした各教科等の指導の改善を行い、学力の定着・向上をめざす。また、「家庭学習ノート」やドリル型学習コンテンツを活用し、個別最適な学習環境を充実させる。
- （取組3）各学期に一度行う小中一貫教育の日では、児童・生徒の背景や、気付きと手だて等について話し合う協議会を設定し、小・中教職員の共通理解を深める。
- （取組4）「地域の子どもは地域で育てる」視点を基に、年に3回行われる青少年対策第五地区委員会主催のクリーン活動では、児童・生徒、地域、小・中教職員が一丸となって参加する。

イ その他

- ① 第五中学校グループとして「情報活用能力系統表」を活用した義務教育9年間を見通したICT活用に関する資質・能力の育成をめざす。
- ② 部活動改革を令和8年度（2026年度）内の完了をめざし、生徒の活動の場を地域や地域クラブと連携して実現する。
- ③ 地域主催の活動や催し等を校内掲示板や1人1台の学習用端末による広報を行う。併せて、生徒及び保護者から地域の活動等の参加状況の報告を受ける通知を配布し、報告を受けた活動等については2学期の通知表に記載する。

3 学年別授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

月 学年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
1	16	20	21	17	5	20	21	19	19	15	18	18	209
2	17	20	21	17	5	20	21	19	19	15	18	18	210
3	17	20	21	17	5	20	21	19	19	15	18	15	207
備 考	<p>○第1学年は入学式が4月9日(木)のため、1日減。第3学年は、卒業式が3月19日(金)のため3日減。</p> <p>○5月10日(日)開校記念日及び都民の日10月1日(水)は、授業日とする。</p> <p>○夏季休業日は、7月25日(土)から8月24日(月)までとする。</p> <p>○振替休業日をとらない土曜授業日は、5月9日(土)、9月5日(土)とする。</p>												

(2) 各教科等の年間授業時数配当表 (1単位時間は50分とする。)

区 分		学 年	1	2	3
各 教 科	国 語		140	140	105
	社 会		105	105	140
	数 学		140	105	140
	理 科		105	140	140
	音 楽		45	35	35
	美 術		45	35	35
	保 健 体 育		105	105	105
	技 術 ・ 家 庭		70	70	35
	外 国 語 (英語)		140	140	140
	小 計		895	875	875
特別の教科 道徳			35	35	35
総合的な学習の時間			50(16)	70(16)	70(16)
特別活動(学級活動)			35	35	35
総 計			1015(16)	1015(16)	1015(16)

備 考

ア その他の授業時数

区分	学年	1	2	3
	生徒会活動		6	6
学校行事		68	65	68
学級・学年裁量の時間		6	6	6

イ 1単位時間

- ・1単位時間は50分とする。

ウ 各教科等の授業時数の確保に関する手だて

「短い時間を活用した教科等指導」の実施

- ・第1学年水曜日（15時20分から15時30分） 教科：総合 1回10分 計20回 年間4時間行う。
- ・第2学年水曜日（15時20分から15時30分） 教科：総合 1回10分 計27回 年間6時間行う。
- ・第3学年水曜日（15時20分から15時30分） 教科：総合 1回10分 計25回 年間5時間行う。
- ・全学年4月13日(月)身体測定のため1時間増加。
- ・全学年4月17日(金)避難訓練のため1時間増加。
- ・全学年4月20日(月)検診や検査のため1時間増加。
- ・全学年9月7日(月)避難訓練のため1時間増加。
- ・全学年1月18日(月)避難訓練のため1時間増加。
- ・第2学年10月2日(金)職場体験のため行事として1時間増加。
- ・第3学年10月2日(金)・3日(土)修学旅行のため行事として2時間増加。
- ・第1学年11月18日(水)から20日(金)移動教室のため学校行事として2時間増加。
- ・第1学年1月22日(金)校外学習のため学校行事として1時間増加。
- ・第2学年1月29日(金)校外学習のため学校行事として1時間増加。

エ 長期休業中に位置付ける各教科等の授業時数及び内容

- ・第1学年は、総合的な学習の時間における、八王子市の農産物や農業、給食の無償化、地産地消と給食喫食回数増加に関する調査活動として10時間、「進路学習」における「さまざまな仕事調べ」の調査活動として6時間、計16時間行う。
- ・第2学年は、総合的な学習の時間において、商業地である八王子市の強みについての調査活動として10時間、「進路学習」における「上級学校調べ」の調査活動として6時間、計16時間行う。
- ・第3学年は、総合的な学習の時間における、起業の企画立案、商品開発、金融機関からの資金調達、決算等、起業家としての視点についての調査活動として10時間、「進路学習」における調査活動として6時間、計16時間行う。

オ 授業時数に位置付けない教育活動

- ・週4回行う朝読書は、1回あたり時間を10分とする。
- ・週1回行う朝のドリル型学習用コンテンツにおける学習は、1回あたりの時間を10分とする。
- ・全学年7月27日(月)から29日(水)に、夏季休業中の補習を9時間行う。

カ その他